

キッズ ジャンピング会員規約

1, 【名 称】 キッズジャンピングという。

2, 【所 在 地】 京都府宇治市槇島町中川原 94 番地

3, 【運 営 者】 株式会社ジャンピング

4, 【目 的】

キッズジャンピングの管理する施設の利用を通じて会員の体力向上、健康維持に努め、会員の親睦と心身の養成を計り健全な青少年の育成と向上を目指すことを目的とします。

5, 【入会資格及び手続き】

本クラブの目的に賛同され、規約その他の規則等の定める事項を遵守できる方で、所定の入会手続きを終了した方は本クラブの会員とします。但し、伝染病、皮膚病（伝染性のもの）、精神病等の疾患、医師により運動等が不適切と指導されている方、アクセサリーを着用して運動される方、当クラブが不適切と判断した方は入会できません。

6, 【休会・退会】

(1) 休会される会員は、休会日の前月 10 日までに「休会届」を提出して下さい。

休会を延長される方は再度「休会届」を提出して下さい。休会は 1 ヶ月単位とします。

(2) 退会される会員は、退会日の前月 10 日までに「退会届」を提出して下さい。

(3) 期日を過ぎての休会ないし退会の提出、及び月の途中の休会ないし退会についての会費は返金できません。

7, 【会費の納入】

(1) 会員は入会金を第 5 項に定める入会手続きと同時に支払うものとします。入会金は会員資格の喪失その他いかなる事由によっても返還されることはありません。

一旦納入された会費についても返還されません。

(2) 月会費はコース別の金額を毎月末に翌月分を支払うものといたします。

(3) 休会する場合はその期間中の会費を 2, 000 円といたします。

8, 【除 名】

本規約および会員のモラルに違反する等、会員にふさわしくないと認められる者に対しては、キッズジャンピングの定める運営委員の意見を聴いた上で、除名する場合があります。

- ・ 本規約、ないし著しく施設利用を違反したとき
- ・ 本クラブの名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき
- ・ 当クラブの請求する諸料金に関し 2 ヶ月の未支払い及び、支払いの拒否の申し出があったとき
ただし、在籍中の未払い分に関してはこれを請求し、直ちに除名するものではありません。
- ・ その他当クラブが除名と判断したとき

9, 【休 講】

(1) 一般的な警報に於いては「暴風・暴風雨警報」が発令された場合は休講とします。

※ 平 日授業の場合は 13時までに上記の警報が解除された場合は授業を行います。

土曜日授業の場合は 10時までに上記の警報が解除された場合は授業を行います。

日曜日授業の場合は 8時までに上記の警報が解除された場合は授業を行います。

上記警報で休講になった場合はその月内で振替して下さい。ただし月末が休講の場合はその限りではありません。

(2) 上記以外の警報の際は保護者のご判断の上、安全に留意してお越し下さい。

10, 【私物の管理】

会員各自で管理して下さい。

貴重品は活動場所に持参し、目の届く所で管理して下さい。

万が一盗難等があった場合、当クラブは一切責任を負いません。

11, 【保険の適用】

本クラブが実施する授業ないし機会に発生した事故について当クラブ加入の保険の範囲中で治療費等の支払いを行うものとします。

12, 【規約の発効】本規約は令和6年 4月 1日より適用する。